

令和5年春の全国交通安全運動実施要領

関東運輸局
令和5年3月13日

「令和5年春の全国交通安全運動推進要綱（令和5年2月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）」及び「令和5年春の全国交通安全運動国土交通省実施計画」（以下、「実施計画」という。）に基づき実施要領を定め、自動車、鉄軌道及び海上の各輸送交通関係者に対し、本運動を積極的・効果的に取り組むとともに、本運動の趣旨が利用者等一般にも正しく理解されるように努めることとする。

第1 期間

- ・ 令和5年5月11日 ～ 令和5年5月20日
- ・ 交通事故死ゼロを目指す日 令和5年5月20日

第2 全国重点事項

- ・ こどもを始めとする歩行者の安全の確保
- ・ 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- ・ 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

第3 実施項目

（1）自動車輸送関係

- ① 自動車運送事業者の交通安全運動の推進
- ② 事業用自動車等の安全運行の確保
- ③ 車両の安全対策の推進
- ④ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ⑤ 事業用自動車の事故等の情報の提供
- ⑥ 広報活動の推進

（2）鉄軌道関係

- ① 運転取扱いにおける基本動作の徹底、異常時における安全な運転取扱い及び運行管理の徹底
- ② 災害・火災発生時等における迅速かつ的確な避難誘導及び情報提供
- ③ 線路、信号保安設備及び車両等の点検整備の徹底
- ④ ホーム事故防止のため、安全設備の点検整備の徹底、その使用方法の旅客への周知及び旅客への注意喚起
- ⑤ 踏切保安設備等の点検整備の徹底及び踏切通行者（特に子供とその保護者及び高齢者）等に対する啓発活動の推進
- ⑥ 線路内立入り及び置石等を防止するため、線路巡回、啓発活動（特に子供とその保護者）等の推進
- ⑦ 本運動期間中の5月20日（土）が「交通事故死ゼロを目指す日」とされたことに留意するとともに、交通安全意識の高揚を図るため、車内放送及び広報誌等を通じ、また、車両、駅、停留場、事業所等にポスター、垂幕、立看板等を掲示し、本運動の趣旨を一般に周知

（3）海上交通関係

- ① 小型船舶乗船者のライフジャケット着用義務の周知徹底
（平成30年2月に原則としてすべての乗船者に対して義務化）
- ② 小型船舶を使用する旅客輸送事業者の安全意識向上の徹底

第4 実施事項

(1) 実施細目

- 各運輸支局は本運動について、別紙1（実施細目【自動車輸送関係】）に基づき効果的に実施することとする。
- 鉄軌道事業者に対し本運動を効果的に実施する為に、別紙2（実施細目【鉄軌道関係】）に基づき実施することとする。
- 海上交通事業者等に対し本運動を効果的に実施する為に、別紙3（実施細目【海上交通関係】）に基づき実施することとする。

(2) 報告

- 関係各部等は、実施細目に基づく実施結果を取りまとめ、総務部安全防災・危機管理課へ報告することとする。

報告期限：令和5年6月19日（月）

- 総務部安全防災・危機管理課は、総合政策局長に対し実施計画に基づく報告を行うこととする。